

議案第51号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月6日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

四万十町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年四万十町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項を次のように改める。

宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に規定する額の範囲内において規則で定める宿日直手当を支給する。

- (1) 患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務 30,000円
- (2) 患者の病状の急変等に対処するための看護師の宿日直勤務 4,800円
- (3) その他の宿日直勤務 4,200円

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。